

佐倉市1号認定保育料金表

単位：円

階層区分	定義	第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0
第Ⅱ階層	市町村民税所得割非課税世帯、または市町村民税均等割非課税世帯	1,800	900	0
第Ⅲ階層	市町村民税所得割 38,600円以下の世帯	4,800	2,400	0
第Ⅳ階層	市町村民税所得割 77,100円以下の世帯	6,400	3,200	0
第Ⅴ階層	市町村民税所得割 144,200円以下の世帯	10,100	5,050	0
第Ⅵ階層	市町村民税所得割 211,200円以下の世帯	12,100	6,050	0
第Ⅶ階層	市町村民税所得割 278,300円以下の世帯	17,800	8,900	0
第Ⅷ階層	市町村民税所得割 278,301円以上の世帯	20,400	10,200	0